

原中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（平成30年2月28日改定）

1 いじめ防止に向けた原中学校の考え方

(1) いじめの定義 ⇒法第2条

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念 ⇒いじめを生まない学校風土・環境の醸成

- ア 生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ。
- イ 生徒の状況に絶えず気を配り、いじめを見逃さず、未然防止・早期発見に努める。
- ウ いじめの早期対応にあたり、組織的な生徒指導・相談活動を通して、生徒の内面に迫る指導の質を向上させる。
- エ 保護者・地域や関係機関との連携を強化し、信頼関係を基盤とした指導を組織的に行う。
- オ 授業、学校行事、部活動、地域ボランティア等の場面を活用して、生徒の自尊感情、相手意識を育て、適切な人間関係を確立する。

(3) 原中学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、「どの学級にも、どの子ども」にも起こりうる、子どもにとって最も身近で深刻な人権侵害である。だれもが自分事として捉え、学校全体・社会全体で真剣に取り組むべき問題である。いじめに対して、保護者・地域・学校（学区小学校含む）が連携し、それぞれの役割を自覚し、毅然とした態度で問題に取り組むことで、だれもが、安心して、豊かに生活できるいじめのない学校の実現に努めることを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 原中学校いじめ防止対策委員会の構成

校長・副校長・教務主任・生徒指導専任・学年主任・生徒指導部長・特別支援教育コーディネーター・養護教諭（学校カウンセラー・西部学校教育事務所SSWには状況に応じて参加を要請する。）

(2) 原中学校いじめ防止対策委員会の運営

本委員会は常設委員会に位置づけ、月1回以上、定期的で開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。

(3) 組織の役割

- ア いじめ防止・教職員のカウンセリングスキルの向上等に関する研修の企画と運営を行う。
- イ いじめ（いじめの疑いがあるケースも含め）に関する情報集約と組織的な対応方針を決定する。
- ウ 会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- エ いじめ防止に向けた取組の年間計画の作成と診断を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

授業、学校行事、部活動などの場面を通して、生徒の実態を適確に把握し、それにもとづき、「いじめ」につながる芽を早期に摘み取る指導・支援を組織的に行うことに重点をおく。

(1) いじめの未然防止の取組

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組として学校教育活動全体を通し、自尊感情、相手意識を育て、適切な人間関係を確立する。

- ア わかる授業・・・達成感、成就感、自他の良さの認識
- イ 言語活動の充実・・・自己表現力、コミュニケーション力の向上
- ウ 1年校外学習（PA）・・・信頼と協力、共感的な態度の育成
- エ 体育大会、合唱コンクール・・・目的を共有した相互理解、自己有用感の醸成
- オ 部活動・・・自己実現、相互錬成と関係調整力の育成
- カ 情報教育・・・情報モラル、SNSの正しい使い方の徹底

(2) 早期発見の取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制と生徒が相談しやすい環境を構築する。

- ア いじめ防止対策委員会の開催・・・月1回以上、定期的で開催する。
- イ 教育相談の設定・・・5月、9月の年2回
- ウ 「いじめ」に関するアンケートの実施・・・4月、9月、11月の年3回 ⇒教育相談に反映
- エ いじめ防止とその対策、カウンセリングスキルの向上に関する教職員研修を適時実施する。
- オ 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」、「学校・家庭・地域連携事業実行委員会」、「原中学校ブロック（原中・三ツ境小・原小）専任会」等の機会を活用し、地域や学区小学校といじめ防止、早期発見についての情報交換、共通理解を図る。
- カ 生徒一人一人がお互いの良さを認め、また間違いは指摘し合える学級集団づくりを目指す。

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を核とした組織的な対応を徹底する。

- ア 学校の内外を問わず、いじめ（いじめの疑いがあるケースも含め）に関する情報集約と正確な事実を把握する。
- イ いじめの疑いがあった段階で、教職員は直ちに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校は組織的な対応を行う。
- ウ 被害生徒及び保護者の支援、加害生徒及び保護者への指導にあたる。
- エ 必要に応じて学校カウンセラー及び区役所、児童相談所、警察署、県警少年相談保護センター等、外部機関と連携する。
- オ いじめが犯罪行為として認められる場合や生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄の警察署に連絡し、援助を求める。

(4) いじめの解消

いじめが解消しているかどうかについては、少なくとも次の2つの要件を満たすこととする。

- ア いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア 法第 28 条第 1 項 1 号『生命又は財産に重大な被害』

- ・いじめにより、生徒が「自殺を企図した」「身体に重大な障害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」と認められる場合。

イ 法第 28 条第 1 項 2 号『相当の期間』

- ・国の基本方針では、不登校の定義をふまえ、年間 30 日を目安としているが、日数だけでなく、個々のケースの状況を十分把握する必要がある。
- ・生徒、保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、重大事態が発生したものととして対処する。

(2) 重大事態の対処

ア 学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

⇒教育委員会は市長に報告する。

イ 「調査」は重大事態の対処とともに、再発防止にも視点をおいて実施する。

ウ 調査主体は教育委員会又は学校とし、教育委員会が主体となる場合には、「横浜市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査を行う。学校が主体となる場合は、「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

エ 調査にあたり、事実関係を可能な限り羅列的に明確にする。

オ いじめを受けた生徒や保護者への適切な情報提供を行う。

カ いじめを行った生徒や保護者への説明を行う。

キ 調査結果の報告を行う。

5 その他

この基本方針は、必要があると認められるときには、速やかに現状に即したものに策定しなおすものとする。